平成２２年（フ）第９１７６号
東京都杉並区堀ノ内２丁目32―28
債務者　原　　士郎
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１７７号
東京都町田市相原町2983―231
債務者　若狭　令子（旧姓奥山）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６９号
横浜市青葉区柿の木台20番地６　中山コーポＢ―201
債務者　松田　尚子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０８号
東京都日野市南平２丁目63番地の26若菜荘201
債務者　泉　　和夫
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５１号
石川県小松市蓑輪町ロ65番地１
債務者　中田　　均
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２３２号
青森県むつ市大畑町本町169番地２
債務者　山本むつ子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
青森市桜川２丁目５番９号
債務者　佐々木京子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
静岡県浜松市東区半田山５丁目23番25号
債務者　山本のぶ子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
静岡県浜松市西区大山町1517番地の１
債務者　柿崎　一雄
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
静岡県浜松市西区大山町1517番地の１
債務者　柿崎　育子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷1858番地５、旧住所長崎県東彼杵郡川棚町白石郷890番地72
債務者　金子ちずる（旧姓古達）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
長崎県佐世保市船越町1880番地45、旧住所福岡県筑紫野市大字俗明院158番地1313号
債務者　渡邉　泰浩
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
長崎県佐世保市鹿町町大屋714番地３
債務者　速水　智美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
静岡県島田市南２丁目21番14号
債務者　山下　　肇
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２６号
静岡市駿河区富士見台１丁目８番12号
債務者　渡部奈津子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部